

浜松商工会議所主催
オンライン施策説明会資料
(3月3日～3月9日公開)

動画 5 <インボイス制度>

経済産業省関連予算案等の概要について

(2022年度補助金・税制等説明会)

令和4年3月



経済産業省
関東経済産業局

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方/

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会
申込受付中！

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

その疑問に
お答えします！

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
に関する情報



説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

令和4年1月19日
財務省
公正取引委員会
経済産業省
中小企業庁
国土交通省

はじめに

このQ & Aは、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者^(注1)やその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたものであり、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご利用いただくことを目的としたものです。

(注) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度（事業者免税点制度）の適用を受ける事業者をいいます。基準期間における課税売上高が1,000万円以下でも、所轄税務署長への事前届出により課税事業者とすることができます。

(参考) 国税庁HPに、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

また、インボイス制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、以下もご覧ください。

・適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―（令和3年7月 国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

・消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和3年7月改訂 国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか。

A インボイス制度の実施後も、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納税するという消費税の原則は変わりません。

また、インボイス制度の実施後も、簡易課税制度^(注1)を選択している場合は、現在と同様、売上げに係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じて仕入税額控除を行うことができます。一方、簡易課税制度を選択していない場合、仕入税額控除を行うためには、適格請求書^(注2)（インボイス）の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者^(注3)の登録を受けることで、発行できるようになります。課税事業者間の取引では、売手は現在使用している請求書等の様式に登録番号等を追加することなどが必要になり、買手（簡易課税制度を選択していない場合）は受け取ったインボイス及び帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。

また、インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

なお、インボイス制度実施に伴う事業者の対応として、インボイス制度の実施までに、適格請求書発行事業者となる売手では、端数処理のルールの見直しを含めた請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があります。また、交付したインボイスの写しの保存等や、仕入税額控除を行おうとする買手では、新たな仕入先が適格請求書発行事業者かどうかの確認や、受け取ったインボイスが記載事項を満たしているかどうかの確認が必要となる場合があります。このような事業者の対応に向けては、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。なお、簡易課税制度を適用している事業者は買手としての追加的な事務負担は生じません。

(注1) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の事業者について、売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定割合（みなし仕入率）を乗じることにより、仕入税額を計算する仕組みです。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要となります。

(注2) 現行制度において保存が必要となる区分記載請求書の記載事項に加えて「登録番号」、「消費税率」及び「消費税額等」の記載が必要となります。

(注3) インボイス制度が実施される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。

Q2 現在、自分は免税事業者ですが、インボイス制度の実施後も免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか。

A インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が以下のどちらかに当てはまる場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。
- ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるからです。

そのほか、非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を行うことができませんので、例えば医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか。

A 売上先がQ2のいずれにも該当しない課税事業者である場合、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則、仕入税額控除ができないこととなります。しかし、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況下で、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q7をご参照ください。

なお、インボイス制度の実施を契機として、売上先から取引条件の見直しについて相談があった場合は、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえつつ、以上の点も念頭に置いて、売上先と交渉をするなど対応をご検討ください。

(参考) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

Q 4 免税事業者が課税事業者を選択した場合には、何が必要になりますか。

A 課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要となります。なお、インボイス制度の実施後も、基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の事業者は事前に届出を提出することで簡易課税制度を適用できます。簡易課税制度は中小事業者の事務負担への配慮から設けられている制度であり、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより仕入税額を計算することができますので、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

また、課税事業者（簡易課税制度を選択している場合を含みます）がインボイスを発行する場合は、所轄の税務署長への登録申請や、売先先に発行する請求書等の様式への登録番号等の追加、売先先へのインボイスの交付、その写しの保存などが必要となります。

インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

その他、課税事業者を選択した場合には、消費税法に基づき、帳簿書類について原則7年間保存する必要があります。

Q 5 現在、自分は課税事業者ですが、免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に当たり、どのようなことに留意すればいいですか。

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係では留意する必要はありません。

簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

なお、免税事業者等の小規模事業者は、売先先の事業者と比して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方向的に不利になりやすい場合も想定されます。このような状況の下で取引条件を見直す場合、その設定方法や内容によっては、独占禁止法又は下請法若しくは建設業法により問題となる可能性があります。具体的に問題となりうる行為については、Q7をご参照ください。

(参考) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

免税事業者からの仕入れについて、インボイス制度の実施に伴う対応を検討するに当たっては、以上の点も念頭に置きつつ、仕入先とよくご相談ください。

また、免税事業者である仕入先との取引条件を見直すことが適当でない場合に、仕入税額控除を行うことができる額が減少する分について、原材料費や諸経費等の他のコストとあわせ、販売価格等に転嫁することが可能か、自らの売先等と相談することも考えられます。

Q 6 課税事業者が、インボイス制度の実施後に、新たな相手から仕入れを行う場合には、どのようなことに留意すればいいですか。

A 簡易課税制度を適用している場合は、インボイス制度の実施後も、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができますので、仕入先との関係で留意する必要はありません。

また、簡易課税制度を適用していない場合は、インボイス制度の実施後は、取引条件を設定するに当たり、相手が適格請求書発行事業者かを確認する必要があると考えられます。

免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができないため、免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。例えば、免税事業者である仕入先に対して、「税抜」や「税別」として価格を設定する場合には、消費税相当額の支払いの有無について、互いに認識の齟齬がないよう、ご注意ください。

また、具体的な取引価格の設定に当たっては、取引への影響に配慮して経過措置が設けられていることなど、Q 5 の内容もご参照ください。

Q 7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方向的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します。

また、以下に記載する行為類型のうち、下請法の規制の対象となるもの^(注1)については、その考え方を明らかにします。下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法が適用されます。なお、以下に記載する行為類型のうち、建設業を営む者が業として請け負う建設工事の請負契約におけるものについては、下請法ではなく、建設業法が適用されますので、建設業法の規制の対象となる場合についても、その考え方を明らかにします。

(注1) 事業者(買手)と免税事業者である仕入先との取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となります。

(参考1) 優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年公正取引委員会)で示しているとおりです。

(参考2) 下請法の運用に関する基本的な考え方は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)で示しているとおりです。

(参考3) 建設工事の請負契約に係る元請負人と下請負人との関係については、「建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(令和3年7月 国土交通省不動産・建設経済局建設課)で具体的に示しています。

(参考4) 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談については、別紙の「下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口」までお問い合わせください。

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分^(注2)について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

(注2) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

また、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合についても、同様です。

なお、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人（建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるもの。以下同じ。）が、自己の取引上の地位を不当に利用して免税事業者である下請負人（建設工事の下請契約における請負人。以下同じ。）と合意することなく、下請代金の額を一方的に減額して、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような代金による下請契約を締結した場合や、免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方的に減額した場合等により、下請代金の額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、当該仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

また、同様に、当該仕入先から受領した商品を返品することは、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該仕入先から受領した商品を返品する場合であって、当該仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒む場合又は仕入先に給付に係る物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第1号又は第4号で禁止されている受領拒否又は返品として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担と

なり、当該仕入先に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

その他、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由がないのに、発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することは、当該仕入先が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、仕入先の利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、当該仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となります。

また、建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人が、免税事業者である下請負人と下請契約を締結した後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、当該下請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを当該下請負人に購入させて、その利益を害すると認められた場合には、建設業法第19条の4の「不当な使用資材等の購入強制の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税

事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

以上

○インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談について

軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）	
○ インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談は、以下で受け付けております。 専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く） 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、 <u>ガイドンスに沿って「3」を押していただいてもつながります</u> （インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（ https://www.nta.go.jp ）でご案内しています。	
○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ <u>ガイドンスに沿って「2」を押してください</u> 。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。	
○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。	

○下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口

1. 下請法に関する相談窓口

公正取引委員会	中小企業庁
○事務総局経済取引局 取引部 企業取引課 〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03-3581-3375(直)	○中小企業庁 事業環境部 取引課 〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-1732(直)
○北海道事務所 下請課 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 TEL 011-231-6300(代)	○北海道経済産業局 産産部中小企業課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL 011-700-2251(直)

○東北事務所 下請課 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL 022-225-8420(直)	○東北経済産業局 産産部中小企業課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL 022-221-4922(直)
○中部事務所 下請課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052-961-9424(直)	○関東経済産業局 産産部適正取引推進課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-0325(直)
○近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 TEL 06-6941-2176(直)	○中部経済産業局 産産部中小企業課 取引適正化推進室 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL 052-951-2860(直)
○近畿中国四国事務所 中国支所 下請課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 TEL 082-228-1501(代)	○近畿経済産業局 産産部中小企業課 下請取引適正化推進室 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6966-6037(直)
○近畿中国四国事務所 四国支所 下請課 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 TEL 087-811-1758(直)	○中国経済産業局 産産部中小企業課 取引適正化推進室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀 広島合同庁舎第2号館 TEL 082-224-5745(直)
○九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL 092-431-6032(直)	○四国経済産業局 産産部中小企業課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館 TEL 087-811-8564(直)
○沖縄総合事務局 総務部 公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-0049(直)	○九州経済産業局 産産部中小企業課 取引適正化推進室 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL 092-482-5450(直)

	○沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇 第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-1755(直)
--	---

2. 建設業法に関する相談窓口

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
 建設業適正取引推進指導室
 TEL 03-5253-8362 (直)

3. 優越的地位の濫用規制に関する相談窓口

事務所名	問い合わせ先
○公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	TEL 03-3581-3375(直)
○北海道事務所 取引課	TEL 011-231-6300(代)
○東北事務所 取引課	TEL 022-225-7096(直)
○中部事務所 取引課	TEL 052-961-9423(直)
○近畿中国四国事務所 取引課	TEL 06-6941-2175(直)
○近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	TEL 082-228-1501(代)
○近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	TEL 087-811-1750(代)
○九州事務所 取引課	TEL 092-431-6031(直)
○沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	TEL 098-866-0049(直)

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などによる対応を検討しています。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ①売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7参照）。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となり得ます。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、仕入先が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

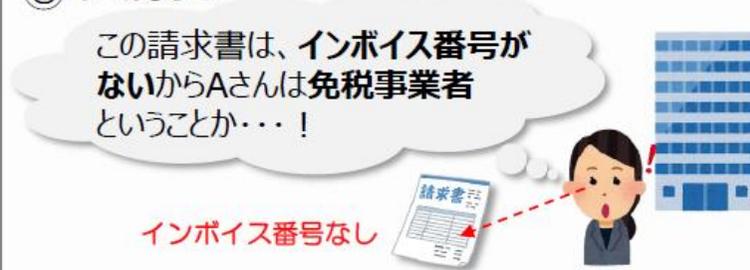
① 契約



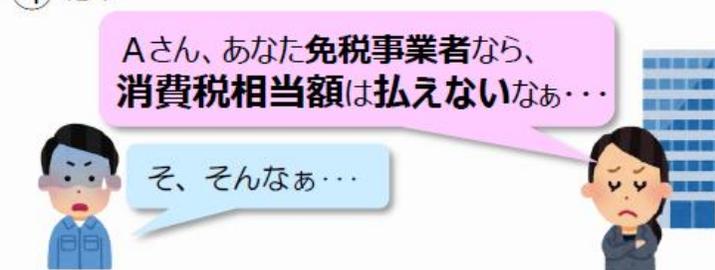
② 取引完了後…



③ よく見ると…



④ 結果…



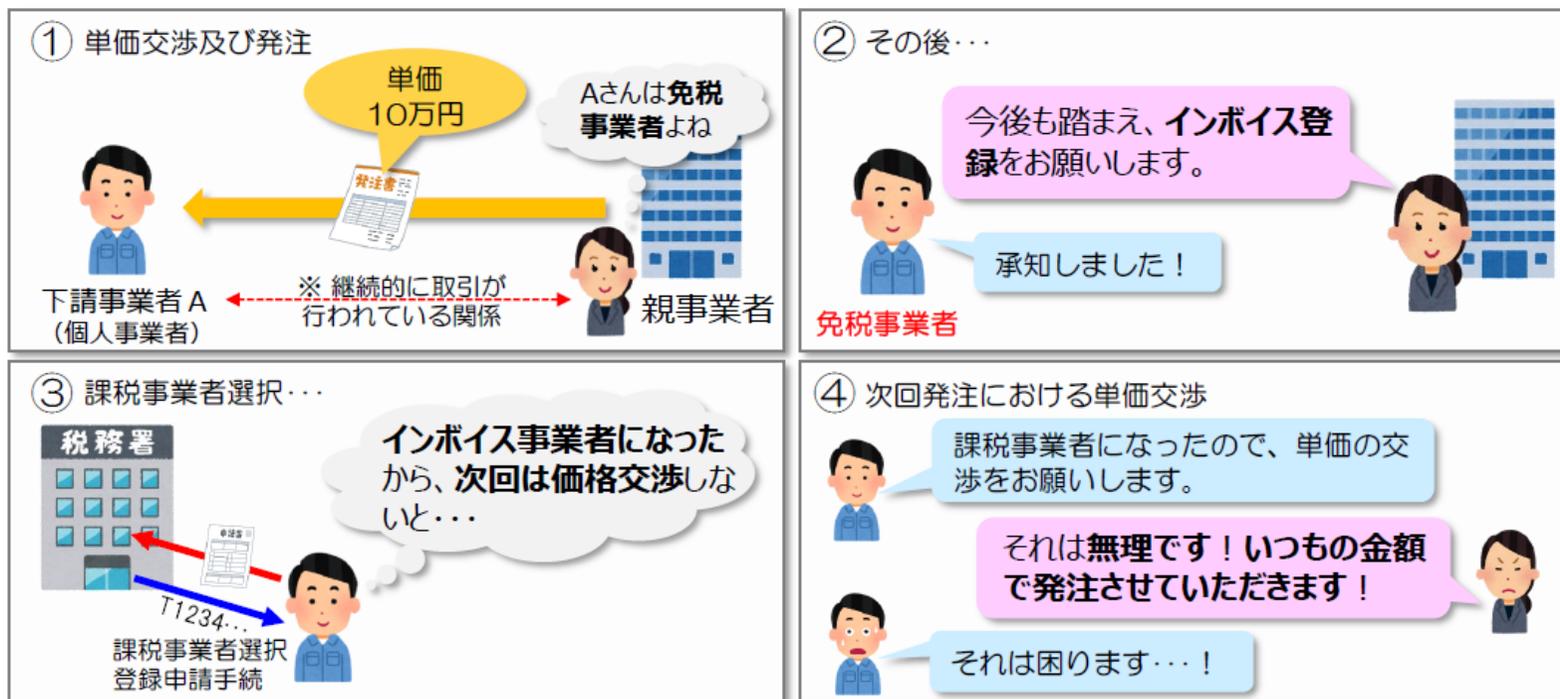
➤それ、下請法違反です！



発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



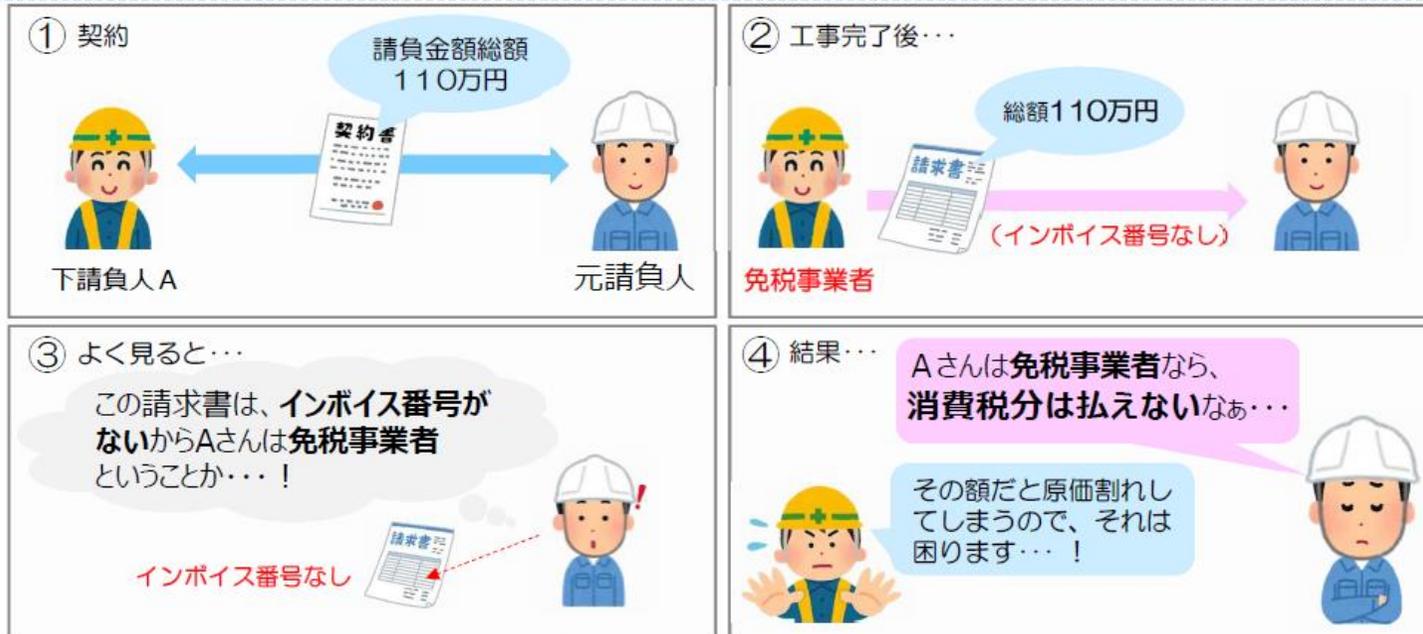
➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る
建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、建設業法違反です！



元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

建設業法令遵守ガイドラインの概要【インボイス関連抜粋】

策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定（H19.6策定、R3.7最終改訂）

<建設業法令遵守ガイドライン国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html>

■：建設業法に違反する行為事例、▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例、●：建設業法上望ましくない行為事例
(インボイス制度実施後の免税事業者との取引の観点から特に留意する必要のある行為事例の抜粋)

①見積条件の提示等（法第20条第3項、第20条の2）

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

②当初契約・変更契約（法第19条第1項等）

■着工前に書面による契約を行わなかった場合
■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③不当に低い請負代金(法第19条の3)

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④指値発注（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦不利益取扱いの禁止（法第24条の5）

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合



事業環境変化対応型支援事業

令和3年度補正予算額 130.4億円

関東経済産業局 経営支援課
電話 048-600-0331

- (1) 中小企業庁 経営支援課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課、経営支援課、財務課、商業課
- (3) 中小企業庁 経営支援課

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業を取り巻く環境が大きく変化の中で、経営の方向性を見極めることが徐々に難しくなっています。こうした不確実性の高い時代において、生産性向上、事業継続、販路拡大等を実現していくためには、経営者が変化に柔軟に対応できる「自己変革力」を高める必要があります。
- そのため、経営者に深い納得感と当事者意識を持っていただけるよう、支援者が第三者として向き合い、「対話と傾聴」を通じた経営の伴走支援を行うことが重要です。
- 足元の課題である、最低賃金への対応や税制改正等の事業環境変化に中小企業、小規模事業者が円滑に対応できるよう、各種の相談窓口の体制を強化し、併せて、上記の課題設定型の伴走支援を全国で実践していきます。

成果目標

- 研修プログラムを受講した支援者が課題設定型の伴走支援を行い、その支援を行った企業の50%以上の事業者が課題設定でき、具体的な解決策を選択できることを目指します。
- 中小企業団体窓口における相談対応を着実に行うとともに、2万者以上の事業者に必要な支援を実施し、事業者の課題解決や適切な支援機関への紹介を実現します。
- デジタル化診断を10万者に実施し、診断ツールによりデジタル化の重要性の気付きを作り、相談・対応事務局やよろず支援拠点等を通じて支援を受ける事業者が1万者以上になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 研修プログラムの開発と伴走支援の実施

- 中小企業大学校において、課題設定型の伴走支援に必要な知識やノウハウをオンラインの研修プログラムとして開発します。
- 併せて、当該プログラムを支援者に受講していただき、中小、小規模事業者へ課題設定型の伴走支援を行います。



②プログラムの受講



①研修プログラムの開発

③課題設定型の伴走支援を実施

(2) 各種相談窓口の体制強化

- 中小企業団体が、事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請等のサポート対応等を行うため、相談員等の配置による支援体制の強化を図ります。また、インボイス制度等の周知・広報や相談対応等にかかる経費を支援します。
- 併せて、よろず支援拠点の体制を強化し、各種相談への対応を強化します。

(3) デジタル化支援のための基盤整備

- 中小・小規模事業者が、自身のデジタル化の課題を明確化できるよう「デジタル化診断ツール」を開発します。
- また、「デジタル化診断」相談・対応事務局（仮称）を整備し、Web上での診断ツールの提供や、診断結果に基づく適切な支援（コールセンターにおける対応や専門家派遣の調整等）を行います。

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 **2,001億円**

関東経済産業局

(もの補助)産業技術革新課 電話 048-600-0236

(持続化)経営支援課 電話048-600-0331

(IT)デジタル経済課 電話048-600-0284

(事業承継)中小企業金融課 電話048-600-0425

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

取引適正化等推進事業

令和3年度補正予算額 8.0億円

関東経済産業局 適正取引推進課
電話 048-600-0325

(1), (2) 中小企業庁 取引課
(3) 中小企業庁 経営支援課

事業の内容

事業目的・概要

- 長期化するコロナ禍や、最低賃金の引上げを含む労務費の上昇、原油価格をはじめとしたエネルギー価格の高騰などによるコストの上昇により、中小企業は厳しい状況を迎えています。
- このような状況下において、創出した付加価値の恩恵が着実に中小企業にもたらされるよう親事業者との取引環境の改善や、中小企業自らの生産性向上を行うことは喫緊の課題です。
- 本事業では、(1)セミナー等を通じた中小企業の価格交渉力強化、(2)インボイス制度導入にかかる取引実態把握のための調査、(3)適正な受発注のデジタル化を促した上でのサプライチェーン全体での連携強化、等を通じて、発注側企業と受注側企業との間での取引の適正化や取引環境の改善に向けて取り組んでいきます。

成果目標

- 受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合が70%以上となることを目指します。
- 受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合が70%以上となることを目指します。
- 業界共通EDI策定業界において電子受発注システムの導入率が50%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間企業等

事業イメージ

(1) 価格交渉サポート事業

- 価格交渉サポートセミナー等を通じた中小企業の価格交渉力強化
- 価格転嫁に関する状況調査
- 業界団体を通じた周知や徹底した広報による価格交渉の促進

(2) インボイス制度導入にかかる取引実態等調査

- インボイス制度導入にかかる取引実態把握のための調査
- 消費税転嫁状況の把握のためのモニタリング調査

(3) 電子受発注システム普及促進に向けた実証事業

- 中小企業において活用しやすい業界共通EDIの策定及び当該EDIを策定するためのガイドラインの策定
- 中小企業の国内外の電子受発注実態調査
- 関係省庁や業界横断の会議体による実証成果を踏まえた適正な電子受発注の普及方策の検討



価格交渉促進月間ポスター
(令和3年9月実施)



価格交渉促進月間キックオフイベントの様子
(令和3年9月開催)

中小企業取引対策事業

関東経済産業局 適正取引推進課
電話 048-600-0325

中小企業庁 取引課

令和4年度予算案額 **23.0億円 (36.7億円)** ※うち、1.7億円はデジタル庁計上

事業の内容

事業目的・概要

- 長期化するコロナ禍や、原材料価格の高騰などのコスト上昇により、中小企業は厳しい状況を迎えています。
- このような状況下において、創出した付加価値の恩恵が着実に中小企業にもたらされるためには、サプライチェーン全体における取引環境の改善は重要です。また、賃金引上げに向けた環境整備のためにも重要です。
- 本事業では、「未来志向型の取引慣行に向けて」の5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）への対応のため、下請代金法に基づく書面調査や法執行に必要なシステムの構築・運用、相談窓口の整備、取引条件改善に向けた調査、取引適正化に関する広報等を実施します。
- 現在全国に120名配置している取引調査員（下請Gメン）の体制を令和4年度からは倍増（248名体制）することで、下請取引における実態把握等を強化します。
- また、消費税転嫁対策調査官（転嫁Gメン）による消費税転嫁拒否等の違反行為に対する厳正な監査・検査を行います。
- 加えて、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。
- さらに、大企業と中小企業の共存共栄を促す「パートナーシップ構築宣言」について、宣言企業の拡大や実効性の向上にも取り組みます。

成果目標

- 受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合を70%以上となることを目指します。
- 受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（中小企業取引適正化対策事業）



事業イメージ

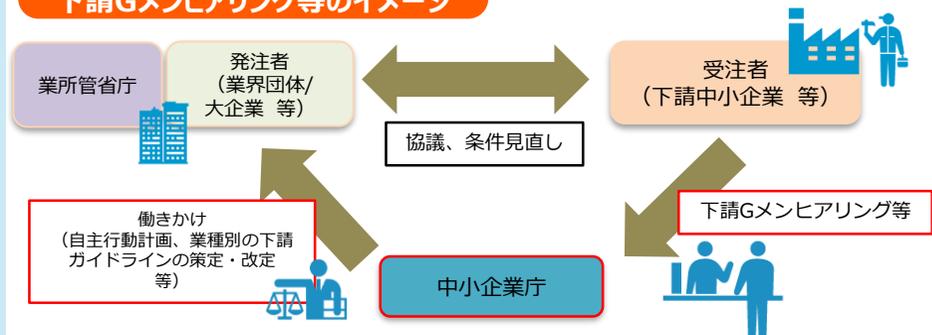
事業費

- 取引上の悩みについて無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営
- 下請法等に基づく書面調査の実施や法執行に必要なシステムの構築・運用
- 取引条件の改善状況、業界の商慣行等に関する調査の実施
- 下請Gメンや下請かけこみ寺など、取引適正化施策に関する広報の実施
- 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営

事務費

- 下請Gメンによる中小企業へのヒアリングを通じ、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉の実態等について生声を収集し、下記の働きかけ等に活用します。
 - ① 業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の策定・改訂に向けた働きかけ
 - ② 価格交渉等の取引実態を踏まえた施策の立案や業界団体等への改善に向けた働きかけ
 - ③ 下請代金法に基づく取締りの端緒情報等に活用 等
- 消費税転嫁拒否等の違反行為の是正のため、転嫁Gメンによる情報収集・取締り

下請Gメンヒアリング等のイメージ



インボイス制度：各種支援策のお問合せ先

※事務局は別団体の場合がありますので、その点ご了承ください。

事業名	担当課室	電話番号
インボイス制度	中小企業課	048-600-0321

浜松商工会議所主催
オンライン施策説明会資料
(3月3日～3月9日公開)

動画 6 <中小企業税制>

経済産業省関連予算案等の概要について

(2022年度補助金・税制等説明会)

令和4年3月



経済産業省
関東経済産業局

■ 中小企業・小規模事業者関係税制（案）

1. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制
2. 中小企業設備投資税制
3. 地域未来投資促進税制
4. 賃上げ促進税制（見直し・延長）
5. 事業承継税制に係る法人版特例承継計画の申請期限延長

中小企業の経営資源の集約化に資する税制（M&A税制）

- 経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業（後掲）が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下3つの措置が活用できます。

- ① 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
- ② 雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）
- ③ 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

① 設備投資減税

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除**※ 又は **全額即時償却**。

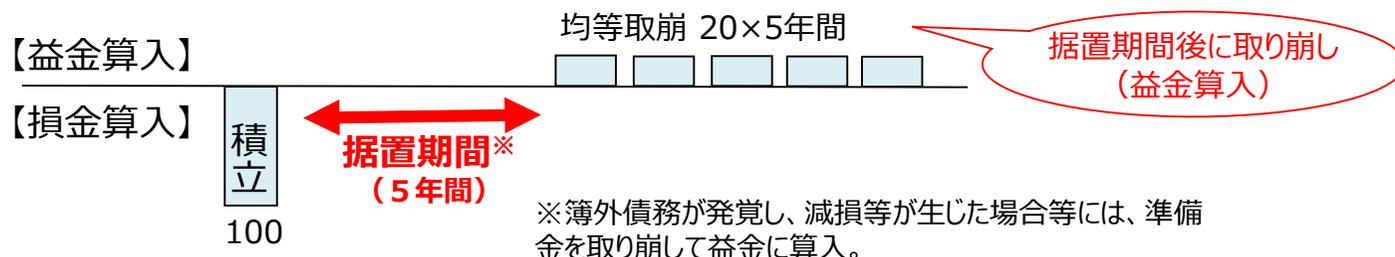
※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

② 雇用確保を促す税制

経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

③ 準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。



対象となる中小企業の定義

- 本税制の活用にあたっては、中小企業等経営強化法に基づく「**経営力向上計画**」の認定が必要となっており、当該計画については、「**①特定事業者等**」に該当する事業者のみ提出が可能となります。
- その上で、税制の適用を受けるためには、それぞれの税制ごとに、租税特別措置法上の「**②中小企業者等**」に該当する必要があります。

①②両方の要件を満たす必要あり

①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・**常時使用する従業員数が2,000人以下**の法人または個人
- ・協同組合等※

②「中小企業者等」 (租税特別措置法)

- ・**資本金又は出資金の額が1億円以下**の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

設備投資減税（中小企業経営強化税制）

- 青色申告書を提出する**中小企業者等**が、令和5年3月31日までの期間に、**認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備**を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却又は取得価額の10%**（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の**税額控除**を選択適用することができます。
- 対象となる設備に、「**経営資源集約化に資する設備（D類型）**」として、M&A後の設備投資によって、修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上となる投資計画に係る設備が追加されました。**M&A後にM&Aの効果を高める設備投資を行う際に、要件に該当する場合は当該類型を活用できます。**

概要

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具备品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具备品（30万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

**R3より
新設**

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P19を確認してください。

※2 医療用の器具备品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「令和3年度版中小企業税制 P22」の対象となるソフトウェアを確認してください。

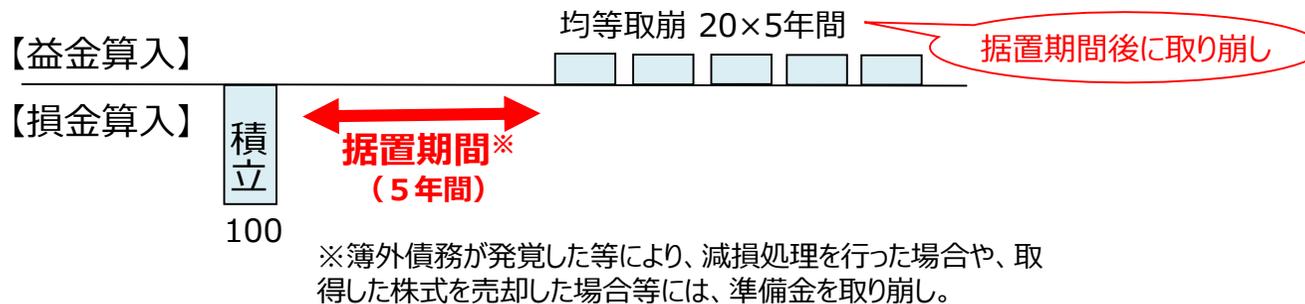
※4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

③準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金） 【制度の概要】

- 中小企業者のうち、令和6年3月31日までに事業承継等事前調査（実施する予定のDD※の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる制度です。

※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。

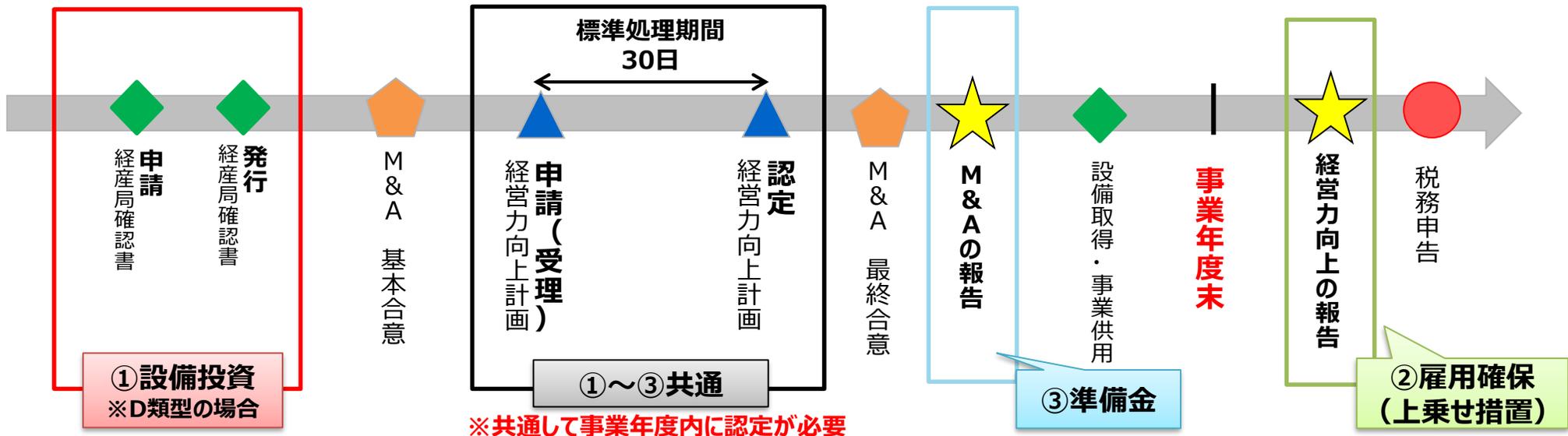
- ◆M&A実施時：買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ⇒ 積立額を損金算入
- ◆取崩要件該当時：減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入
- ◆5年経過後：措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入



M&A税制についての詳細は以下をご参照ください。

※中小企業庁 経営サポート「経営強化法による支援」 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

【参考】 3つの税制措置を併用する場合の申請一覧



① 設備投資

- ・D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける
- ※経営強化税制A~C類型を活用することも可能。

- ・経営力向上計画の「8.経営力向上設備等の種類」に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付
- ※D類型の場合、③準備金と同様に「10.事業承継等事前調査に関する事項」も記載

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し及び計画認定書の写しを添付。

② 雇用確保

※経営力向上計画への記載は不要

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び経営力向上が行われたことに関する報告書の写しを提出

③ 準備金

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載する
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付
- ・M&Aの実施後、様式5を用いて、事業承継等・事業承継等事前調査の内容について報告し、税務申告までに、主務大臣から確認書を受領

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを添付

地域未来投資促進税制の概要

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができる。措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国（主務大臣）による課税特例の確認が必要となる。

STEP 1：都道府県知事による 地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

<地域経済牽引事業の要件>

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例の内容・対象

【適用期限：令和4年度末まで】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

STEP 2：国（主務大臣）による 課税特例の確認

<課税特例の要件>

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く。）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

<上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 - ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け (資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

or

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***大企業向けの
詳細情報はこちら

* 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること」が必要

<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***中小企業向けの
詳細情報はこちら

本紙内容は令和3年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細情報につきましては、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和4年5月頃を目途に上記HPに公表致します。

用語の説明

※1 給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賞金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※2 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

※3 継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

※4 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

※5 中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業者協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

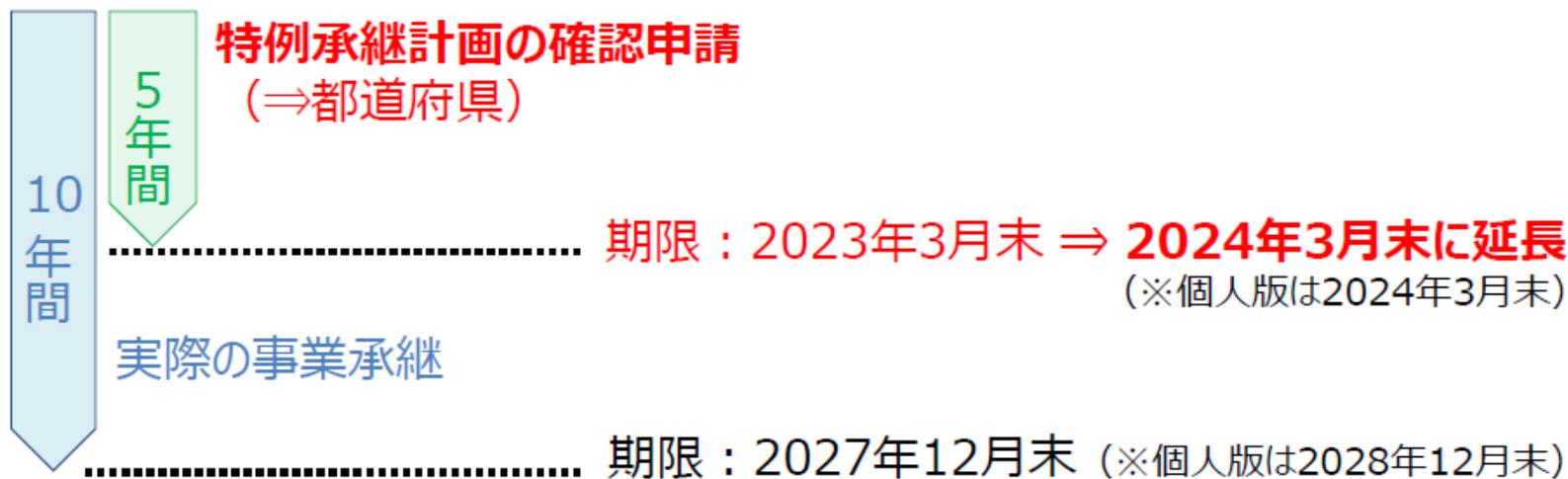
本紙内容は令和3年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細情報につきましては、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和4年5月頃を目途に上記HPに公表致します。

- 事業承継税制は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
（※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年延長**する。

改正概要

○法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請の期限を1年延長

事業承継税制の主な活用プロセス



中小企業税制：各種支援策のお問合せ先

※事務局は別団体の場合がありますので、その点ご了承ください。

事業名	担当課室	電話番号
中小企業の経営資源の集約化に資する税制	中小企業課	048-600-0321
中小企業設備投資税制	中小企業課	048-600-0321
地域未来投資促進税制	地域未来投資促進室	048-600-0249
賃上げ促進税制	社会・人材政策課	048-600-0274
事業承継税制	中小企業金融課	048-600-0425

浜松商工会議所主催
オンライン施策説明会資料
(3月3日～3月9日公開)

動画7 <災害への対応力強化に向けた支援> 経済産業省関連予算案等の概要について (2022年度補助金・税制等説明会)

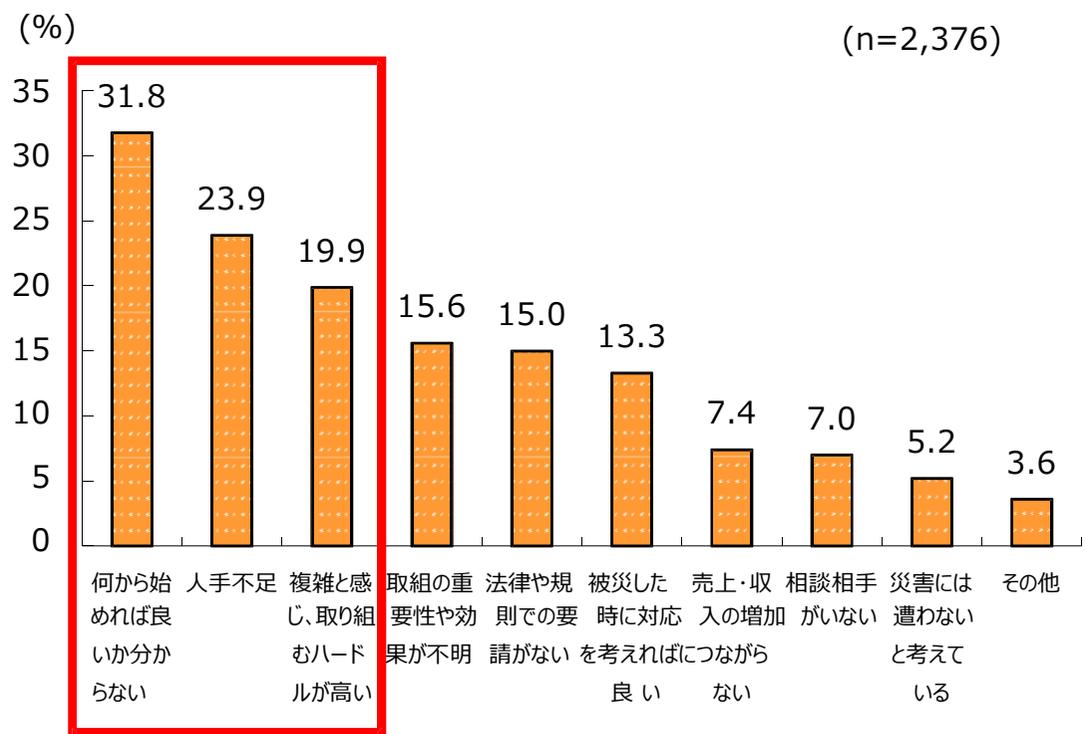
令和4年3月



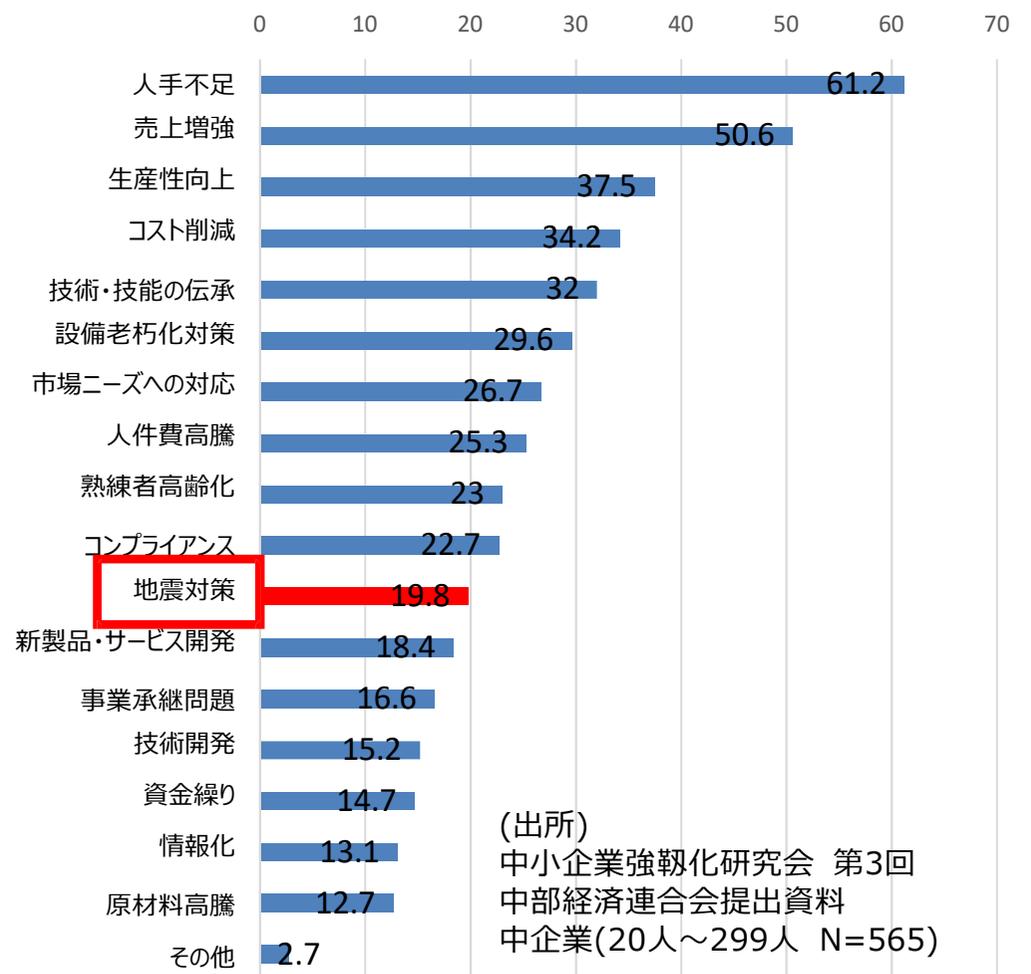
課題 事前対策の促進 – 計画の策定が進まない –

- 中小企業においてBCP策定率は2割弱にとどまるが、自然災害等への事前対策は喫緊の課題であることから、全ての中小企業が講じるべき。
- 策定が進まない原因としては、中小企業のノウハウ不足や、経営課題における優先順位の低さが考えられる。

【自然災害への備えに事前に取り組んでいない理由】



【経営課題の優先順位】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)
 (注)1.複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。2.自然災害への備えについて、具体的に取り組んでいないと回答した者を集計している。

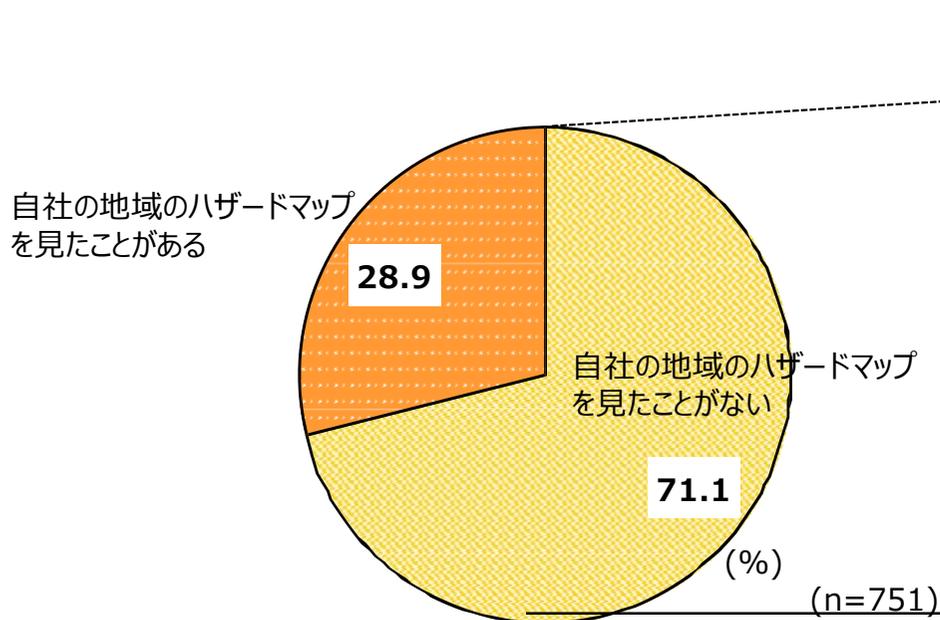
(出所)
 中小企業強靱化研究会 第3回
 中部経済連合会提出資料
 中企業(20人~299人 N=565)

課題 事前対策の促進 –リスク認識の不足–

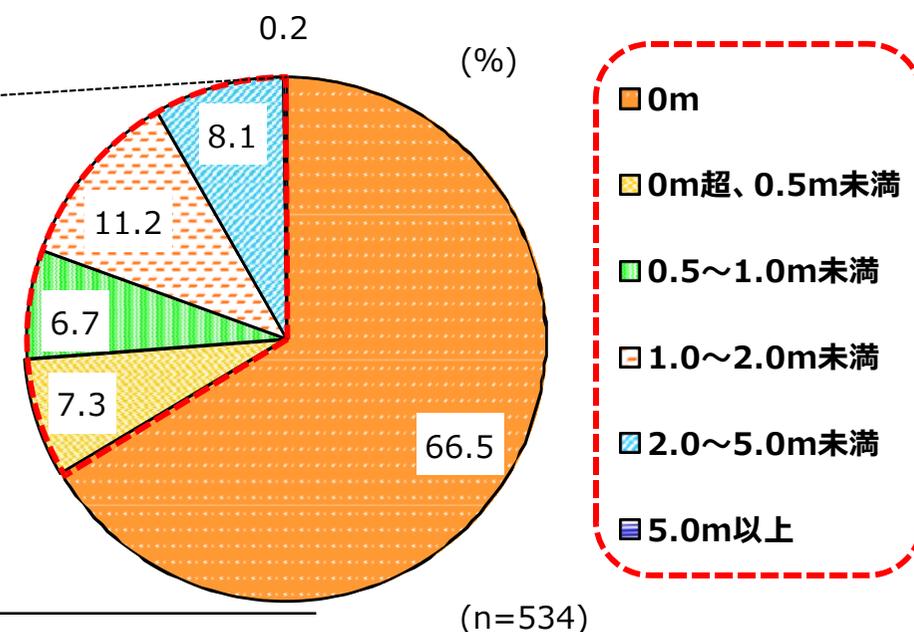
- 中小企業のリスク認識の不足も大きな課題。ハザードマップを見たことがある中小企業が5割程度に留まり、自社が被災する可能性があるリスクを把握していない。
- 加えて、何から始めればいいのか分からないと回答した企業において、ハザードマップを見ていない企業が約7割を占める。

【「何から始めれば良いか分からない」と回答した者における、ハザードマップの確認状況】

(1)ハザードマップの確認有無



(2)ハザードマップを未確認の者における、自社の地域の浸水リスク区分



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)、(株)ゼンリン「平成30年度 事業所データとハザードマップの国土数値情報の結合作業」(2019年1月)

(注) (1)は、自然災害への備えに具体的に取り組んではいない者で、その理由として「何から始めれば良いか分からない」と回答した者を集計している。

事前対策は必要である

- ・災害の増加、多様化
- ・被災後は被災前の状態に簡単に戻れない、事前の対策で速やかに復旧できる備えをしておくことが重要
- ・対策を取っていることは取引先からの評価にも繋がる

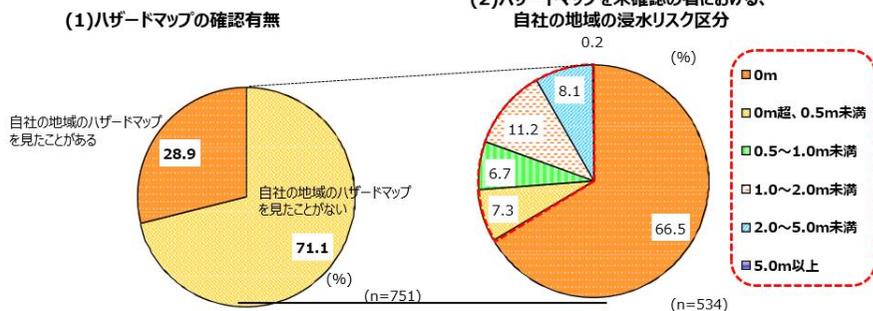
何から始めたら
いいか
分からない・・・



こうした声に応えた 防災減災の制度が必要

取り組むハードルが
高い・・・

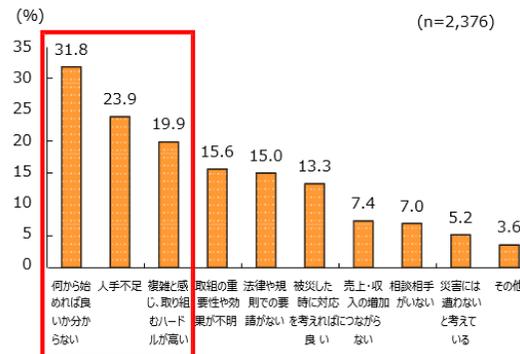
【「何から始めれば良いか分からない」と回答した者における、ハザードマップの確認状況】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)、(株)ゼンリン「平成30年度 事業所データとハザードマップの国土数値情報の結合作業」(2019年1月)

(注) (1)は、自然災害への備えに具体的に取り組んでいない者で、その理由として「何から始めれば良いか分からない」と回答した者を集計している。

【自然災害への備えに事前に取り組んでいない理由】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)

(注) 1.複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。 2.自然災害への備えについて、具体的に取り組んでいないと回答した者を集計している。

事業継続力強化計画の認定制度誕生

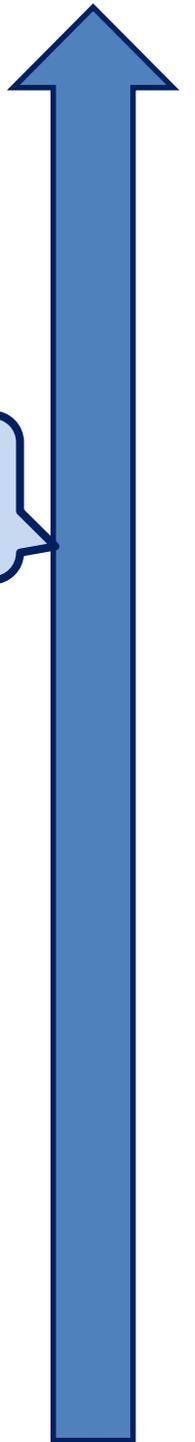
BCPと事業継続力強化計画の構成要素

- ⑨ 継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定
- ⑧ 業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ⑦ 事業継続戦略（資源のあぶり出し・代替等）
- ⑥ 重要業務と目標復旧時間の決定

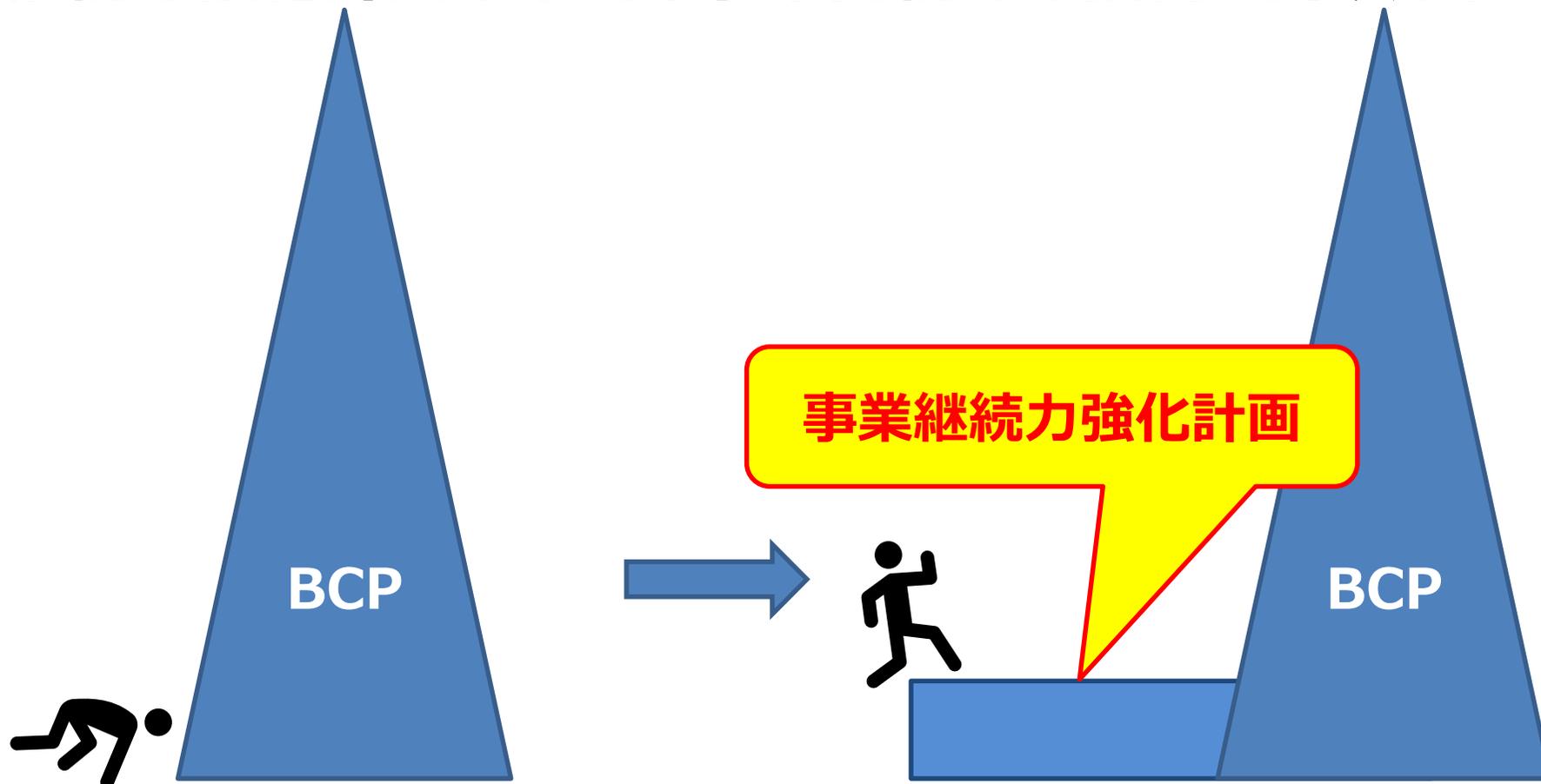
- ⑤ 実効性を高めるための取り組み（計画の見直しや訓練）
- ④ 事業継続に向けた事前準備（人・モノ・金・情報）
- ③ 初動対応の策定
- ② 災害・驚異の認識と想定される被害の把握
- ① 事業継続力強化の必要性の認識

BCP

事業継続力
強化計画



事業継続力強化計画の策定は事業持続力の獲得に向けた第1歩！



BCP

復旧するまでの長期間の計画を策定する

➡ハードルが高くて策定に至らない

事業継続力強化計画

リスク認識と初動対応に特化

➡必要最低限の内容に絞られており
取り組みやすい

令和元年7月16日 中小企業強靱化法施行

- 何からはじめたらいいかわからない、取り組むハードルが高いという企業に対して、**簡易で取り組みやすいものを目指した**事業継続力強化計画の認定制度を創設。
- 中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を**経済産業大臣が認定**。
- 認定を受けた中小企業は、**税制優遇**や**補助金の加算**などの支援策を活用可能。

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

- ① 計画策定
② 申請
- ② 認定

経済産業大臣
(地方経済産業局長)

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの**支援措置**
- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



<認定件数(令和4年1月末日現在)>

管内合計	14,428件
静岡県	2,108件
浜松市	381件

<月別申請数>



事業継続力強化計画認定のメリット～国の支援策～

● 金融支援（日本政策金融公庫低利融資）

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う、設備投資に必要な資金について日本政策金融公庫による低利融資を受けることが可能（運転資金は対象外）。

貸付金利 設備資金について、基準利率から0.9%引下げ（運転資金については基準利率）
（※1）借付リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）（※2）
 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金 4,800万円）
（※2）設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち2億7千万円までです。

貸付期間 設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が必ずしも低利融資を受けられるというものではありません。別途、日本政策金融公庫内での審査を受けることが必要となります。

日本政策金融公庫の低利融資を受けるためには、事業継続力強化計画の申請様式の「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組 B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」、低利融資を受ける予定の設備について、その設備の必要性、日本政策金融公庫の低利融資を利用する旨を明記する必要があります。
 また、「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」について、必要事項を記載する必要があります。

● 金融支援（信用保証枠の拡大）

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、連携事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられることが可能。

保証限度額	通常枠	別枠
	普通保険	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）	（保証枠の拡大）
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）	（保証枠の拡大）

※事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が必ずしも保証枠の拡大を受けられるというものではありません。別途、信用保証協会内での審査を受けることが必要となります。

信用保証協会の金融支援を受けるためには、事業継続力強化計画の申請様式の「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組 B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」、金融支援を受ける予定の設備について、その設備の必要性、金融機関から融資を受ける旨を記載する必要があります。
 また、「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」について、必要事項を記載する必要があります。

● 中小企業防災減災投資促進税制

「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、防災・減災関連の設備投資を加速化するため、中小企業防災・減災投資促進税制を創設。

【税制の概要】

- **対象者**：令和元年7月16日から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者
- **適用対象期間**：事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで
- **支援措置**：特別償却20%
- **対象設備**：
 - － 機械装置（100万円以上）：自家発電機 等
 - － 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、感染症対策のためのサーモグラフィ 等
 - － 建物附属設備（60万円以上）：止水板 等

※税制優遇を使用するためには、申請書様式の項目、「3（2）B」、「3（3）」、「5」に設備を導入する目的等を記載する必要があります。

※補助金を受けて取得する設備は税制優遇措置の対象になりません。



【想定される投資事例】

- ・ 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- ・ 災害時もサーバーが最低稼働できるように、制震ラック、非常用発電機を導入

● その他 補助金加点措置・ロゴマーク使用

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、経済産業省が執行する一部の補助金や、「事業継続力強化計画認定ロゴマーク」の使用ができます。

○ 補助金の加点

認定を受けた事業者は経済産業省が執行する一部の補助金で、優先採択が受けられる。
令和3年度はものづくり補助金において、認定を受けた事業者に対して加点措置。

○ 「事業継続力強化計画認定ロゴマーク」の使用

連携事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、事業継続力強化計画認定ロゴマークを使用できる。また、認定企業その他、事業継続力強化計画の周知を行う保険会社や支援機関等についてもロゴマークを使用することが可能。
 リクルートパンフレットや、名詞等に掲載し、PRが可能。
 詳細は以下、事業継続力強化計画ロゴマーク使用規約を参照。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/nintei_logo_kiyaku.pdf



○ 事業継続力強化計画の認定を受けた事業者名を中企庁のHPで公表

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、中小企業庁のHPにて事業所名、都道府県、HPのURLを掲載します。

事業継続力強化計画の作成について

事業継続力強化計画には、主に以下の5つのStepを通じて作成

事業継続力強化計画

Step 1 事業継続力強化の目的の検討

認定申請書「自社の企業活動の概要」「事業継続力強化に取り組む目的」

⇒なぜ防災に取り組む必要があるのかの意思表示

Step 2 災害のリスクの確認・認識

認定申請書「事業活動に影響を与える自然災害等の想定」
「自然災害等の発生が事業活動に与える影響」

⇒ハザードマップを確認、最悪の事態が発生したら人・物・カネ・情報でどんな影響がでるか書き出す

Step 3 初動対応の検討

認定申請書「(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順」

⇒災害が発生した後、人命を守り、自社の被害状況を確認し、復旧の目途を社外に知らせるまで

Step 4 人、物、カネ、情報への対応

認定申請書「(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組」

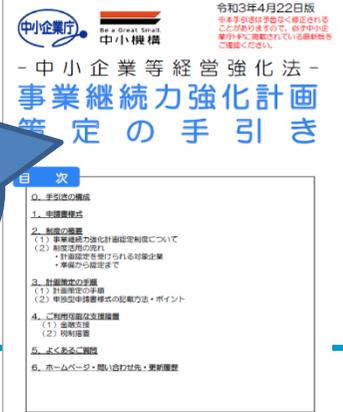
⇒Step 2 で確認した災害時に発生する人・物・カネ・情報への影響を防ぐための対応策

Step 5 平時の推進体制

認定申請書「(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施
その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

⇒平時に誰をリーダーとして取り組むか、年1回以上の訓練、年1回以上の計画見直し

計画策定の手引きも公表。
取組事例を豊富に掲載。
1 から計画を練るのではなく、
事例から自社で取り組めるもの
を選択して計画を策定できる。



事業継続力強化計画申請書様式 (表紙を除いて4頁)

(別紙)
事業継続力強化計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称 _____
代表者の役職名及び氏名 _____
資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
業種 _____
法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	<p>Step 1 事業継続力強化の目的の検討</p>
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	<p>Step 2 災害リスクの確認・認識</p> <p>(人員に関する影響) 人</p> <p>(建物・設備に関する影響) モノ</p> <p>(資金繰りに関する影響) カネ</p> <p>(情報に関する影響) 情報</p> <p>(その他の影響)</p>
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保			
2 非常時の緊急時体制の構築			
3 被害状況の把握 被害情報の共有			
4 その他の取組			

Step 3
初動対応の検討

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置	
C	事業活動を継続する 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	

Step 4
人・モノ・カネ・情報への対応

事業継続力強化計画申請書様式

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) 項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

導入設備の内容 (モノ)
※記載なしでもOK

設備等の	1	2	3

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

協力する団体一覧
※記載なしでもOK

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

3

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

Step 5
平時の推進体制

4 実施時期
年 月～ 年 月 ※実施は3年以内

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	金額 (千円)

資金調達の方法 (カネ)
※記載なしでもOK

6 その他

(1) 関係法令の遵守 (必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組 (任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度
(※2) 事業継続マネジメントシステム (BCMS) の国際規格

4

※事業継続力強化計画は電子申請での受付です！

<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

事業継続力強化計画には型が2種類

単独型

自社のみで申請を行う

- ✓ 今まで防災減災の取組をやったことが無い企業の方の第一歩として
- ✓ まずは自社の体制を固めたい企業の方へ

連携型

2社以上で連携体として申請を行う

- ✓ 組合やサプライチェーン上の関係企業などがある方へおすすめ
- ✓ **特に災害時有効**
- ✓ 自社でBCP等策定できている場合のステップアップとしても

水平連携

同業の組合等の会員企業で構成

垂直連携

サプライチェーンにおける関係企業で構成

面的連携

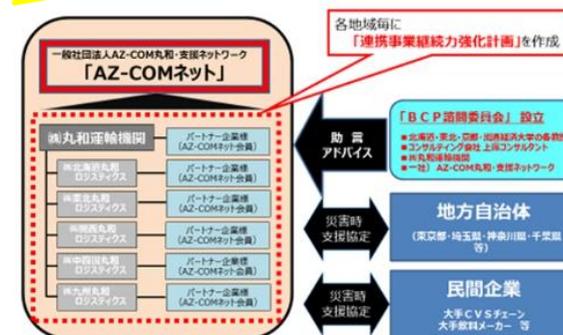
工業団地や商店街、卸団地等の地縁的な関係を有する企業で構成

具体的な取組例として……

- 連携する企業の地域ごとにエリアリーダーを決めて被害情報の収集・共有を行う体制づくり
- 連携する企業同士で災害発生時に人員や物資を融通する協定づくり

連携型では
「大企業枠」として
中小企業以外でも計画に
参加可能！

※ただし税制優遇措置等は対象外



中小企業全体が防災・減災対策に取り組むメリット

防災対策が講じられていることは、取引先の信用獲得に繋がる。

事業継続力強化計画では計画策定の際、災害が発生したと仮定して人・物・カネ・情報の観点で自社がどのような影響を受けるか分析し、計画を立てる。災害時に影響を受ける点は平時から企業の弱みである点も多く、対策を講じることで社外からの評価が高まった、生産性が上がったという生声もある。

有限会社エバラ製作所

災害等の非常事態に対する意識が変わりました。仕方がないで済ますのではなく、防災・減災につながる準備の必要性を認識しました。計画を策定したことで、自社がどのような災害リスクと隣り合わせなのかを考えることが、結果として生産性の向上や働き方改革といった会社全体の足りていない点に気づききっかけにもなりました。

株式会社工進精工所

社内外からの評価が高まったと感じます。名刺にロゴマークを入れています。関連会社の方から当社の取組を評価して頂きました。社内では認定を契機に計画したことはやるぞと意識が高まり、安否確認システムを導入できました。これを用いて定期的に訓練を行うようになりました。今は計画の特徴である中国（大連市）子会社との人員交流、代替生産など、計画の実効性を高めるため継続的に打ち合わせを進めています。実は令和2年10月にBCPの策定も完了しました。感染症対策も含めて策定ができました。

株式会社タマネツ（連携）

連携事業力強化計画を策定した感想を教えてください。

BCP分科会が持っていた連携をさらに進化させ、ルール化する事により有事に際してのレスポンスを上げ各企業が持っている情報や備蓄品の共有をする事で災害時に安心感を得られると感じました。

現在、コロナ渦の中、外出をはじめとする行動制限、3密の回避等で活動に支障が生じている中、この機会を好機ととらえ、「こんな時こそ、“BCP”！」との意気込みを持ち、各社一層前向きになり、BCMを展開しています。当分科会のサブテーマである、“儲かるBCP”も相応のブランド力を持ち始めたため、参加企業間でその効力を共有化すべく、商標登録出願を予定し、ハード面も充足させようとしています。

昨年度に限らず、BCP分科会を修了した企業間でも、独自に経済産業省の認定制度の取得に取り組むなど、連携事業力強化計画の効果が徐々にではあるが波及していると感じます。

◆参加企業の声

儲かるBCP
(株) ミクニ様 BCP分科会修了

認定

コロナ渦中に認定取得補助金申請し儲かるBCPに期待大!

自社のBCPを経営戦略活動として位置付け

自力にてBCP作成分科会+BCP Meisterの力でBrush Up!

自社HPにて積極アピール地域貢献から儲かるBCPへ

BCMと儲かるBCP同時展開

関東経済産業局HPでは事業継続力強化計画のモデル事例を公表中！ 「関東経済産業局 事業継続力強化計画」で検索！

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokugyosho/hokigyosho/kyojinka/keizokuryoku_kyoka.html

単独型 株式会社ホテル松本楼

事業継続力強化計画の特徴

- 災害時には避難所としても機能する備えの充実

所在地：群馬県流川市【地震リスク:震度6弱 33.3%(向こう30年間)】

業種：宿泊業

従業員数：88人



概要 御社の概要を教えてください。

伊香保温泉にて創業より56年温泉旅館を営んでおります。
小ホテル松本楼、洋風旅館びのの2館営業しております。

きっかけ 事業継続力強化計画を策定したきっかけを教えてください。

熊本地震で同業の知人が被災し、事業縮小を余儀なくされた話を聞いた事が大きなきっかけになりました。実は当社も東日本大震災で建物の被害を受けたり、大雷や落雷等、影響を受けた経験もあり対策の重要性は理解していましたが、日々の業務に追われ体系的に整理することは後回しになっていました。そんな中4月～6月に感染症の影響で2か月間の休業を余儀なくされましたが、この時間を有効に使って計画を策定しました。

感想 事業継続力強化計画を策定した感想を教えてください。

策定に当たってハザードマップを初めて確認したところ、地震の可能性が高いことに驚きました。群馬では豪雨による一時的な停電で、非常灯を使う機会も多いのですが、長期調のブラックアウトを考えたとき、非常灯はどのくらい持つのかなど、改めて確認してみると意味な部分が増え盛りになりました。また過去に大雨でお客様の帰宅が困難になる事態が起きました。東日本大震災の経験からガス・電気両方の断絶を備えていたため温かい食事の提供ができた。食材も地元から仕入れているため物流が止まっても滞りなく調理ができるなど、過去の災害を乗り越えることができた要因も改めて検証したことで明らかになりました。これらの対策を継続していくことも重要だと実感しています。

災害協定 流川市や伊香保温泉旅館同組合と災害協定を結ばれていますが、実際にどのような取組をされているのでしょうか。

連携型 株式会社タマネツ

ミクニ協会の「風の和」BCP分科会 代表企業：株式会社タマネツ

計画の特徴

- 協力企業同士でのBCP策定活動を基にした計画

連携企業数：15社

業種：金属熱処理業

連携の種類：サプライチェーンにおける垂直連携型

風の和 BCP分科会



なぜ連携事業継続力強化計画を策定したのか教えてください。

災害に強いサプライヤーを目指し、事業継続、分科会会員の信頼関係を構築し、信頼関係の重要性を再認識し、BCP作成を通じて収益性はもとより、自社の社会的地位の向上を目指していくためです。

策定にあたって気づいた点を教えてください。

BCP分科会はこれまで協会の一つの委員会として活動してきましたが、計画を策定して、これまで以上に各企業間の連携間が生まれたと感じています。参加企業はBCP作成に留まらず、「BCP Meister」として、マネージメントを継続しており、有事のBCPのみならず経営ツールの一つとしてBCPを活用しています。特記事項として、2020年度の活動のコアとしては、「感染症BCP」の論議が大きなテーマの一つになっており、コロナ禍への対応案を各社議論・検討して、各社のBCPに盛り込んでいます。

連携事業継続力強化計画を実行するための工夫を教えてください。

BCP分科会を7年前から活動を始め6回/年の定例会実施しています。また、2回/年連絡会にて活動報告を実施し、分科会の活動の状況について情報を共有化しています。また防災訓練を連携各社で実施しております。あわせて「BCP Meister」の取組がモチベーションの向上

事業継続力強化計画の申請に当たっては 電子申請システムをご利用ください。

※令和4年4月より単独型の申請方法は電子申請に統一されます

<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

マニュアルがあるので
簡単に操作可能！

認定通知書の印刷イメージが表示されます。
画面上段の「PDFアイコン」をクリックして、
PDF形式でダウンロードします。

認定書がシステム上で
ダウンロード可能！
手元に届くのが早い！



事業継続力強化計画
電子申請システム
申請者向け
新規申請用 操作マニュアル
中小企業庁 経営安定対策室
令和3年9月21日 第2.0版

※利用にはgBizIDアカウントが必要となります

予算支援①：制度に関するお問合せ先

事業名	担当課室	電話番号
事業継続力強化計画	中小企業課	048-600-0394